

**乳児等通園支援事業**  
**(こども誰でも通園制度)**  
**【みほそ第二小規模保育事業所】**  
**重要事項説明書**

和 8 年 4 月 1 日現在

## 1 事業の運営主体

法人名称	うるま市(公営)
法人所在地	うるま市みどり町一丁目1番1号
法人の電話番号	098-974-3111
代表者氏名	中村正人

## 2 施設の概要

種別	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	余裕活用型
施設名称	うるま市立みほそ第二小規模保育事業所	
施設所在地	うるま市石川439-2	
施設の連絡先	TEL 098-964-1633 FAX 098-988-5431	
責任者職氏名	園長 佐次田 麻希	
開設年月日	令和8年4月1日	
その他の事業	時間外保育 発達支援保育	

## 3 利用対象年齢と定員

0歳6か月～満3歳未満

※余裕活用型の為、毎月の定員空き状況に応じて受け入れを行う

## 4 事業の目的と運営方針

### (1) 事業目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭に対して支援する。

### (2) 保育理念と教育・保育の目標

①一人ひとりの生命の保持と情緒の安定を図る

- ②健康的な生活習慣や態度が身につけられるようにする
- ③喜んで話す・聞く・見ることができる
- ④人を思いやり協調し積極的に遊び活動ができるようにする

### (3) 教育・保育の方針

- ①愛情をもって一人ひとりに寄り添い、一人ひとりを大切にする保育
- ②子どもが健康・安全で情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動ができるようにすることで健全な心身の発達を図る
- ③地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす

## 5 提供する乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年告示）に準じて、利用するこども及びその保護者の心身の状況等に応じて支援をし、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

### 《乳児等通園支援計画》

年齢	計画
0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる環境の中で、保育者との愛着関係を築く</li> <li>・個々の生活リズム（調乳・睡眠）を大切にし、無理なく過ごせるようにする</li> <li>・表情や声かけで応答し、情緒の安定を図る</li> </ul>
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者や友達に関わる中で安心して自己主張できるようにする</li> <li>・歩行や探索活動を通して、興味関心を広げる</li> </ul>
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分でやろうとする気持ちを大切にし、見守りながら援助する</li> <li>・友だちとの関わりを楽しみ、簡単なやり取りができるようになる</li> <li>・身の回りのこと（着脱・手洗い等）を自分でやろうとする力を育てる</li> </ul>
行事等	誕生会/プール開き/七夕/夏まつり/親子レク/ハロウィン/豆まき会/ひなまつり会

## 6 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長（責任者）	1人	1人	0人	保育所長(苦情解決責任者)
主任	1人	1人	0人	保育所と兼務(苦情受付担当)
保育士	9人	9人	0人	保育所と兼務

## 7 利用時間等

開園日時	月曜日～金曜日 9:00～16:00
休園日	・土曜日、日曜日、祝祭日(国民の祝日に関する法律に規定する日)、年末年始(12月29日から1月3日)、および慰霊の日(6月23日)
利用方法	・月10時間まで利用可能 ・1日の利用時間 最低1時間 最大3時間

## 8 利用料金

利用者負担額	1時間当たり300円
料金の納付方法	当日徴収(前払い)

## 9 給食・おやつの提供等

給食	あり(350円)
おやつ	あり(100円)
アレルギー対応	なし

## 10 利用開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### (1) 基本的な留意事項

利用開始の前に 事前面談	利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴(家庭での過ごし方、離乳や食事・アレルギーの情報など)や保護者の意向等を把握します。
総合支援システム	利用者の基本情報の登録や、登園の予約・キャンセル、利用実績の確認などを総合支援システムで行います。
利用開始について	登園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わします。

<p>利用上の留意点</p>	<p>(1) 登園時の留意点 ①玄関に掲示してあるQRコードを読み取り、登園登録をお願いします。 (2) 降園時の留意点 ①玄関に掲示してあるQRコードを読み取り、降園登録をお願いします。 ②登園時と違う方がお迎えに来る場合には、必ず事前に連絡をお願いします。 ③お迎えの時間に変更になる場合は、連絡をお願いします。</p>
<p>キャンセルについて</p>	<p>利用予約のキャンセルは、うるま市が定めるキャンセルポリシーに則り処理します。</p>
<p>利用終了について</p>	<p>下記のいずれかの状態となった時は利用が終了いたします。 ①認可保育施設（保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所）、企業主導型保育事業所や幼稚園への通園が決定したとき。 ②こどもの年齢が満3歳となったとき。 ③利用料等の滞納が数回続き、かつ支払う意思が認められないとき。 ④無断でのキャンセル等が続いたとき。</p>

## (2) 健康管理、病気のときの対応

- ①病気や体調の悪い場合は、利用をご遠慮願います。お子さんの状況や感染症により、利用をお断りする場合があります。
- ②登園後に、発熱やひどい咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、全身の状態を観察しながら連絡をさせていただきます。
- ③お薬は原則としてお預かりしません。
- ④予防接種は機会を逃さず予定を立てながら受けるようにお願いします。また、接種後その旨をお知らせ下さい。

### 1 1 緊急時における対応

乳児等通園支援の提供中、お子さんに体調の急変などがあった場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、保護者及びうるま市に連絡す

るとともに、必要な措置を講じます。

お子さんに対する乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、加入する保険の範囲内にて速やかに対応を行うものとする。

#### 【管轄する消防署】

消防署名	うるま市石川消防所
所在地	うるま市石川2596番地
電話番号	098-965-0831

#### 【管轄する警察署】

警察署名	うるま市石川警察署
所在地	うるま市石川東山本町1丁目1-1
電話番号	098-964-4110

### 1.2 非常災害時の対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常時災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

#### 避難場所と指定避難所

避難場所 (緊急的に避難する場所)	第1避難場所：南栄区公民館前芝生 第2避難場所：石川中学校中庭
指定避難所	避難所：伊波こども園

### 1.3 賠償責任保険の加入状況（以下の保険に加入しています。）

保険の種類	園児賠償責任保険 ・ 園児団体傷害保険
保険の内容	園の管理下において子どもが事故により障害(ケガ)を負った場合の通院・入院保障等

## 1 4 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	金城 理恵（主任）	TEL 098-964-1633
相談・苦情解決責任者	佐次田麻希（所長）	TEL 098-964-1633
第三者委員	山城 博志	
	上門 はるみ	

### （1）苦情の受付

苦情は、面接・電話・書面などにより受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出る事も出来ます。

### （2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告します。第三者委員は苦情の内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

### （3）苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求める事が出来ます。なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整・助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

## 1 5 虐待の防止のための措置について

（1）当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じます。

- ① 人権の擁護・虐待の防止に関する必要な体制の整備。
- ② 職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止。
- ③ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
- ④ その他虐待防止のために必要な措置。

（2）虐待等の行為とは、児童福祉法第 33 条第 10 項各号に規定する行為をいう。

（3）乳児等通園支援中に当園の職員または保護者（こどもを現に養育する者を含む）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止

法に従い、福島市や児童相談所等の行政機関に通告します。

## 16 個人情報の取り扱い

- (1) 乳児等通園支援の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令等による必要な場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- (2) 個人情報の取り扱いについて関係法令及び当法人の「個人情報保護規定」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

# 同意書

当園は、乳児等通園支援の提供にあたり、利用申込者に対して、本書面に基づき運営  
規程の概要、従業者の勤務体制、乳児等通園支援の内容等重要事項を説明いたしまし  
た。

令和 8 年 月 日

事業者 名称 うるま市立みほそ第二小規模保育事業所

住所 うるま市石川 4 3 9 - 2

説明者 職名

氏名

私は、本書面により、みほそ第二小規模保育事業所が提供する乳児等通園支援の内容  
等重要事項の説明を受け、みほそ第二小規模保育事業所が提供する乳児等通園支援を  
利用することについて、同意いたします。

年 月 日

利用申込者(利用児の保護者)

住所

氏名

印

(利用児の氏名 )

(利用児との続柄： )